

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	南つつじヶ丘自治会	自治会における防災組織の構築 市・消防・警察・自治会で継続的に南つつじヶ丘地域防災組織構築の為に分科会のような物は作れないのか	1 基本的な考え方 本市では、市域を縦断する桂川沿川地域では河川氾濫による浸水、周縁部の中山間地域では土砂災害というように、地域により全く異なる災害の危険が想定されることから、それぞれ地域特性に応じた対策が必要となりますが、南つつじヶ丘の場合、ほとんどの区域において浸水・土砂災害どちらの危険区域も当たらない大変恵まれた立地(地域)であると認識しています。 災害発生時、特に急性期の初動対応は市民相互の共助が大変重要となり、そのため、本市では自治会を中心とした地域のコミュニティを最大限に活かし、各町自主防災会として日々の取組みに御尽力いただいているところです。 また、南つつじヶ丘自治会・自主防災会の皆さんとの間には、万一、市内で大規模な災害が発生し、避難所が不足した場合などには、南つつじヶ丘に所在する指定避難所等に避難者等を収容する可能性があることや、その際には町民の皆さんに積極的に御支援・御協力をいただくことなど、これまでから認識の共有を図ってきたところです。 2 今後の対策 大型化する自然災害や市民ニーズの多様化などを背景に、市・消防・警察・自治会などの関係機関が連携・協力して取り組むことは大変重要であると考えています。今回御提案のあった地域防災組織の設置も方法のひとつではあると思いますが、まずは、研修や訓練などを通じて地域の実情や課題に対する理解を深めることも重要であると考えます。 今後、自治会や自主防災会において実施される研修や訓練などの機会には、市担当職員や地元消防団、最寄り交番などへも積極的にお声掛けいただき、事業への協力などにより関係を構築していきたいと考えます。	総務部長	③検討	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
2	南つつじヶ丘自治会	ゴミ出しマナーの向上について ゴミ出しルールの周知徹底とマナー向上のため、わかりやすいインパクトのあるゴミ出しルールの看板や、啓発ポスターなどのなどの改善案を提示してほしい	地域の皆様におかれましては、集積場の管理、利用者のゴミ出しマナーの向上や分別ルールの周知についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。ゴミ出しマナーの向上を啓発するようなポスターなどについては、地域の皆様からの要望に応じて適宜対応させていただいておりますので、今後も皆様からの意見をお聞きしながら地域の状況に応じた対応を進めたいと思います。あわせて、SNS等を通じて広報し、分別ルールの徹底を呼びかけていきます。 また、テーマに応じて亀岡市の施策や情報交換の場とさせていただく「出前タウンミーティング」にて、過去に実施した経過もありますので、こちらについてもぜひ活用をご検討ください。	環境先進都市推進部長	③検討	文書回答のとおりです。
3	南つつじヶ丘自治会	生活道路 横断側溝の清掃について 横断側溝の清掃について、市に問い合わせたところ住民でお願いすると回答を得た。横断側溝の構造上市が清掃すべきと考えるが、それについての考え方は	市道の道路側溝等の日常管理につきましては、地元住民の皆様をお願いしているところであります。 本件のような横断側溝の場合につきましても、基本的には同様をお願いしているところでありますが、懇談内容のとおり、蓋の締め付けの責任の所在等も含め地元住民での対応が困難であることも理解するところです。 つきましては、一定の日常管理につきましては、今まで同様にお世話になりたいと思いますが、横断側溝等の特殊な案件につきましては、泥の堆積状況や雑草繁茂の状況にもよりますが、個別案件としてご相談いただくことで、市での対応も検討させていただきたく考えております。	まちづくり推進部長	③検討	地元より協議があり、1箇所実施。 (実施日：令和3年10月12日)

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	南つつじヶ丘自治会	各種災害に対する防災体制について 1各自治会に望む防災対策の在り方 2地域毎の市の対応内容はどのように考えているか 3災害時の避難者及び避難所に対する支援について	本市では、各自治会単位で設置された自主防災会により、災害時の情報収集や市本部との連絡調整、消防団等との連携による初動対応など、各地域における災害対応の中核を担っていただいております。市といたしましても、状況により各町に連絡要員を派遣し、情報収集等に従事する体制は整えておりますが、広い市域を職員だけで対応することは難しく、各自治会・自主防災会の皆様の御協力無くしては十分な対応ができない状況であるため、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。 また、各自主防災会における役割分担等につきましては、年度初めに提出していただく自主防災会名簿に基づき役割分担していただいているものと認識しております。 2 地域ごとの災害対応につきましては、御指摘のとおり地域によって災害特性は異なるため、それぞれの地域特性に応じた対応が必要であると認識しております。地域におきましても、地域版ハザードマップの作成や災害特性を踏まえた防災訓練の実施など、万一の災害発生に備えていただきますようお願いいたします。 3 市のサポート体制といたしましては、高齢者等の災害時要支援者に係る名簿を作成し、必要に応じて自治会・民生委員の皆さんと情報共有する体制となっています。 避難発令基準につきましては、地域防災計画に定めており、気象台などからの情報に応じて、災害状況を勘案しながら発令することとしています。なお、避難情報については今年5月から、従来の「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されるなど、住民の方へわかりやすく伝えるための見直しがおこなわれております。 また、避難所開設につきましては、必要に応じて自治会事務所から順次開設することとしており、被害が拡大し、または拡大するおそれがある場合は、市内小中学校等についても開設いたします。 開設の流れといたしましては、指定避難所1施設につき1名、避難所開設要員として市職員を配置しておりますので、開設要員が施設管理者と連携しながら、避難所を開設します。 開設後の運営につきましては、開設要員を中心に、自治会・自主防災会の御協力も不可欠となりますので、本市作成の避難所開設マニュアルに基づき、避難所の運営に御協力をお願いします。なお、マニュアルについては、新型コロナウイルス感染拡大予防に則した内容とするため昨年度に改訂しており、避難者の負担とならないよう、配慮に努めてまいります。	総務部長	③検討	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
5	南つつじヶ丘自治会	各種災害に対する防災体制について 3.市としての災害時サポート体制(基本的対策)をどの様に考えているか。 ①要支援者対策、②災害弱者対策	①災害発生時に適切な避難支援を行うため、災害対策基本法に基づき、災害の発生または発生する恐れがある場合に、「自ら避難することが困難であり、避難所へ避難する場合に特に支援を要する人」を対象にした「避難行動要支援者名簿」を作成し、年1回情報を更新しています。そしてこの名簿は、平常時からの防災訓練や見守り等に役立てていただくため、名簿情報の提供に同意いただいた人の情報を自治会、民生委員、警察、消防等に提供させていただいているところです。また、万一、災害が発生し住民の生命に重大な危険がある場合は、同意、不同意に関わらず情報を提供することとしています。現在南つつじヶ丘では、55名【うち同意者33名】の要支援者の方が名簿に登録されています。災害時には要支援者への「災害情報の提供」、「安否確認」、「避難支援」に活用していただくことをお願いしております。 なお、避難支援については、要支援者の個々の状況や具体的な支援が分からず、支援者の方に戸惑いも多いことから、今年度は市から対象者に避難についての事前のアンケートを行い、回答のあった方(南つつじヶ丘は24名分)の個別避難計画を作成し、配布をさせていただいております。災害発生時の避難支援にお役立ていただきたいと存じます。 また、アンケート等が未返信の方については、市で個別に訪問を行い、順次、個別の避難計画を作成していく予定ですので、自治会の皆様におかれましては、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。 ②災害弱者対策については、地域により状況が異なるため、それぞれの地域に応じた支援体制の構築が必要となっており、自治会、自主防災組織、民生委員等がそれぞれの強みを生かしていただき、連携して避難支援体制の構築をお願いしたいと考えております。 市といたしましても他の地域の事例や情報提供等を含め、こうした体制作りには全面的に協力させていただくほか、地域で対応が困難な事例等がございましたら、相談等の対応させていただきたいと存じます。	健康福祉部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
6	南つつじヶ丘自治会	各種災害に対する防災体制について新しい生活様式を踏まえた避難所の指定、避難方法についての市の考え方は	1 基本的な考え方 地域の公民館などに開設する一時避難場所は、地域独自の判断で開設でき、住民にとって最も身近な避難所として大変有意義であると考えています。 しかしながら、一時避難場所はいずれも区や町の集会所であり、面積も十分ではなく、特に今般のコロナ禍にあっては感染症拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保すると施設当たりの避難可能者数は半減します 一方で、避難とは難を避けることであり、必ずしも避難所へ行くことだけが避難ではありません。まずはご自身がお住まいの地域についてハザードマップ等で周囲の災害危険をご確認いただき、避難の必要性や方法、判断のタイミングをあらかじめ考えておいていただくことが重要です。 2 今後の対策 従前から、避難方法は避難所に避難することのみを指すわけではないことの周知を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスや分散避難の需要がより高まってきておりますので、引き続き周知を図ります。 特に南つつじヶ丘地域では、浸水や土砂災害の危険が極めて少ないことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、在宅避難を検討していただきたいと考えています。 また、住民の皆さんが自身の居住する地域の災害特性をより正しく把握し、冷静な判断をしていただけるようハザードマップの周知や訓練・勉強会など支援してまいりたいと考えています。	総務部長	⑥その他	文書回答のとおりです。